

大川広域行政組合消防手数料条例

〔平成12年 2月21日
条 例 第 3 号〕

改正 平成15年 4月 1日条例第 7号 平成22年 9月30日条例第 6号
平成26年 2月19日条例第 3号 平成30年 3月28日条例第 2号

大川地区広域行政振興整備事務組合消防手数料条例（平成2年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する消防に関する手数料については、この条例の定めるところによる。

（事務及び金額）

第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとし、申請及び証明の際にこれを徴収する。

（手数料の減免）

第3条 組合管理者が必要と認めるものについては、前条の手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第6号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事 務	区 分		金 額		
(1) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認			5,400円		
(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円		
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円		
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円		
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円		
		指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円		
	貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円	
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円	
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円	
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円	
			指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円	
		屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	指定数量の倍数が100以下のもの	20,000円	
			指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	26,000円	
			指定数量の倍数が10,000を超えるもの	39,000円	
			準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		570,000円
			特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	880,000円
				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,070,000円
				危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,200,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,520,000円			
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,780,000円			
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,070,000円			
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,340,000円			
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,490,000円			
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	5,930,000円		
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	7,470,000円		
		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	10,900,000円		
	屋内タンク貯蔵所		26,000円		
	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000円		
指定数量の倍数が100を超えるもの		39,000円			
簡易タンク貯蔵所		13,000円			
移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油す		26,000円			

		るための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。)		
		積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	39,000 円	
		屋外貯蔵所	13,000 円	
取扱所		給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）	52,000 円	
		屋内給油取扱所	66,000 円	
		第 1 種販売取扱所	26,000 円	
		第 2 種販売取扱所	33,000 円	
	移送取扱所		危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。）が 15 キロメートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。）	21,000 円
			危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下のもの	87,000 円
			危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超えるもの	87,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 22,000 円を加えた金額
	一般取扱所		指定数量の倍数が 10 以下のもの	39,000 円
			指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	52,000 円
			指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	66,000 円
指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの			77,000 円	
指定数量の倍数が 200 を超えるもの			92,000 円	
(3) 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可			(2)の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で定める場合には、(2)の屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	

(4) 消防法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 政 令 第 306 号）第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査			(2)の区分（屋外タンク貯蔵所にあつては、(2)の屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
(5) 消防法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査			(2)の区分（屋外タンク貯蔵所にあつては、(2)の屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額
(6) 消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認			5,400 円
(7) 消防法第 11 条の 2 第 1 項及び危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	水張検査	容量 10,000 リットル以下のタンク	6,000 円
		容量 10,000 リットルを超え 1,000,000 リットル以下のタンク	11,000 円
		容量 1,000,000 リットルを超え 2,000,000 リットル以下のタンク	15,000 円
		容量 2,000,000 リットルを超えるタンク	15,000 円に 1,000,000 リットル又は 1,000,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額
	水圧検査	容量 600 リットル以下のタンク	6,000 円
		容量 600 リットルを超え 10,000 リットル以下のタンク	11,000 円
		容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク	15,000 円
		容量 20,000 リットルを超えるタンク	15,000 円に 10,000 リットル又は 10,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額
	基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		730,000 円	

		危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000 円
	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	530,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	680,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000 円
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	9,320,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	12,600,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	17,300,000 円
(8) 消防法第 11 条の 2 第 1 項及び危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	水張検査		(7)の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
	水圧検査		(7)の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
	基礎・地盤検査		(7)の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
	溶接部検査		(7)の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
	岩盤タンク検査		(7)の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の

		1 に相当する金額	
(9) 消防法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	320,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	460,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	750,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1,020,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1,300,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	3,150,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	3,870,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	4,460,000 円
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	2,690,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	3,230,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	4,830,000 円
	移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下のもの	70,000 円
		危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超える移送取扱所	70,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 17,000 円を加えた金額
(10) 大川広域行政組合火災予防条例(昭和 47 年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第 12 号)第 47 条の規定に基づく検査	水張検査	6,000 円	
	水圧検査	6,000 円	
(11) 催物開催検査	1 件	500 円	
(12) 各種証明	1 件	300 円	